

公 示 日：2024年2月7日（水）

調達管理番号：23a00925

国 名：ケニア

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

調 達 件 名：ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト（チーフアドバイザー業務／水衛生）

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：チーフアドバイザー業務／水衛生
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年4月中旬から2027年4月下旬
- （2）業務人月：26.1
- （3）業務日数：
  - ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 8日
  - ・ 第2次 準備業務 8日、現地業務 85日、整理業務 8日
  - ・ 第3次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 9日
  - ・ 第4次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 8日
  - ・ 第5次 準備業務 8日、現地業務 85日、整理業務 8日
  - ・ 第6次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 9日
  - ・ 第7次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 8日
  - ・ 第8次 準備業務 8日、現地業務 85日、整理業務 8日
  - ・ 第9次 準備業務 5日、現地業務 55日、整理業務 12日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、

具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

#### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので(37ヵ月未満想定とします)、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降)：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヵ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2023年2月21日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

評価結果の通知：2024年3月5日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。3

☆ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 20点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 12点
- ③ 語学力 8点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	地方給水分野での技術協力にかかる業務
対象国及び類似地域	ケニア及びアフリカ地域
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

「ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00230）の受注者（株式会社日本開発サービス）及び同業務の業務従事者は参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の

渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。黄熱に感染する危険のある国です。以下の地域以外へ渡航する、生後 9 か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨されています。一般的には、渡航先が北東州の全域、海岸州のキリフィ（Kilifi）、クワレ（Kwale）、ラム（Lamu）、マリンディ（Malindi）、タナ川（Tanariver）の各県、ナイロビ（Nairobi）市、モンバサ（Mombasa）市のみであれば、黄熱の予防接種は推奨されていません。なお、本業務では、本案件はナイロビ以外に、バリngo、キツイ、マチャコス、マクエニの 4 カウンティを対象地域としていますので、予防接種が奨励されています。また、アディスアベバ経由（エチオピア航空）で入国する場合、ナイロビ入国時にイエローカードの提示を求められる場合があります。

## 6. 業務の背景

ケニア政府は「Vision 2030」において、2030 年までに全住民の適切かつ平等な水・衛生アクセスの実現を目指しているが、国土の 8 割以上を乾燥・半乾燥地（Arid, Semi-Arid Land: ASAL）が占めるため、目標の達成は容易ではない。特に地方部の Basic レベル（改善された水源かつ取水時間が待ち時間を含む往復 30 分以内）の水アクセス率は 52%と、都市部の 87%と比べて低い（2021 年、UNICEF/WHO）。アクセス率の向上には、新規の給水施設整備に加えて、既存給水施設が持続的に稼働することも重要であるが、現稼働率は約 50%~70%と言われている。また地方給水のアクセスの改善には年間約 120 億円の予算が必要と言われているが、水衛生灌漑省（Ministry of Water, Sanitation and Irrigation : MWSI）の現在の投入額は約 20 億円であり、予算面からも課題を抱えている。

我が国は、無償資金協力により 2000 年から 2016 年にかけて ASAL 地域のバリngo、キツイ、マチャコス、マクエニカウンティ（郡）を対象に地方給水施設整備を支援してきたが、一部の事後評価で給水施設の運営維持管理（Operation & Maintenance : O&M）に課題がある点が指摘された。JICA は 2016 年の水法改正による地方給水の中央からカウンティ政府への責任移管も考慮し、2021 年から MWSI に「地方給水アドバイザー」を派遣し、同 4 カウンティを対象に地方給水施設の O&M に係る現状の整理と目指すべき O&M 体制の方向性の検討を行っている。その結果、未稼働施設の主な原因として、施設へのアクセスや水質が悪いため住民が利用しなくなったことや、井戸涸れ等が確認された一方で、一部施設では、カウンティ政府が拡張・動力化（アップグレード）を行っていることが確認された。し

かし、依然として地方部の給水率は低く、カウンティの中には管轄地域の施設数や場所、稼働状況、井戸の揚水量、O&M 状況を定量的に把握できていない、アップグレードがうまく機能していない事例や故障した給水施設が放置されている事例も確認されている。

これらの状況を踏まえ、同アドバイザーが施設更新（水中ポンプ交換等）やアップグレード（ハンドポンプから動力ポンプへの移行）に着目し、例えば、ある施設でハンドポンプに動力ポンプを導入した結果、給水量（5m<sup>3</sup>/日）及び給水人口（250人）が約4倍に増加し、また水汲み労働が軽減され、新規井戸掘削と比べて費用対効果が高いアプローチになることが示された。

また、ケニアの地方給水施設は、住民が維持管理をする体制が大多数を占めている。O&M の持続性確保の観点から、特にハンドポンプから動力化した施設では、動力ポンプの運転にかかる基礎知識の習得や水料金徴収とその記録作成は、施設機器の適切な運転や故障時の修理費の確保のために不可欠であるが、給水施設を維持管理する住民組織（Water Users' Associations: WUAs）の継続的な能力強化はカウンティ政府によってほとんど実施されていない。一方、住民による維持管理だけでなく、水道事業者（Water Service Providers: WSPs）による O&M の技術支援を WUAs が得ることや、民間企業が維持管理の委託を受ける場合もある。

また地方給水に関する指針やガイドラインは給水サービス監督委員会（Water Service Regulatory Board: WASREB）による維持管理の枠組みを示したものがあるが、カウンティ政府や開発パートナーが実務として活用可能な地方給水施設の更新・アップグレードにかかる国の指針は存在しない。MWSI は地方給水への対応も重視しており、限定的な予算の中、効率的な施設整備と持続性確保のためには、適切な更新・アップグレードの方法を示したガイドラインを整備する必要がある。

かかる状況を踏まえ、同アドバイザーの活動をスケールアップし、カウンティ政府や WUAs のさらなる能力強化を行いつつ、安全な水へのアクセスと施設稼働率を向上させるため、同4カウンティを対象に技術協力プロジェクト「より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）を実施することとなった。

## 7. 業務の内容

本業務は、2023年12月15日に署名された R/D に基づき実施されるプロジェクトにおいて、以下の「(1) 業務の目的」を達成するため、「(4) 実施方針及び留

意事項」を踏まえつつ、「(5) 業務実施手順 (案)」に示す事項を実施し、「8. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### (1) 業務の目的

本業務従事者は、本事業の運営管理を総括し、長期専門家\*と協力して、カウンティ政府の地方給水施設の改善（更新やアップグレード）や管理に関する能力強化を図る。\*長期専門家の業務内容は「10.特記事項 (2) 参考資料」参照。

### (2) 業務の概要

以下(3)に示す業務の内容は、2023年12月15日に署名されたR/Dに基づき実施される事業全体を示すものであり、本業務にて実施する内容は(3)以降に示す。

### (3) 業務の内容

本業務従事者は、チーフアドバイザーとして、水衛生・灌漑省 (MWSI)、カウンティ政府 (バリンゴ、キツイ、マチャコス、マクエニ) をカウンターパート (以下「C/P」) とし、本事業の運営管理を総括し、長期専門家と協力してプロジェクト目標の達成に貢献する。また、そのために必要となるプロジェクト活動全般の企画・監理・調整や、水衛生の専門家として、以下の活動を行う。その過程において、C/P に対し必要な指導・助言を行う。具体的な担当事項は以下のとおりとする。

#### 【チーフアドバイザー業務】

- ・ プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)、活動計画 (PO) に基づくプロジェクト運営管理、プロジェクト活動の検討と実施
- ・ C/P 機関や長期専門家を含めたプロジェクト内のコミュニケーション促進
- ・ 長期専門家との業務連携及び調整、活動進捗管理
- ・ 必要に応じ、プロジェクトデザインの見直し
- ・ 半年ごとに C/P 機関と協働してモニタリングシートをまとめ、JICA へ提出
- ・ 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee: JCC) の開催によるプロジェクト活動に関する MWSI、対象カウンティ、WASREB 等との調整
- ・ 活動実績と成果の確認及び JICA や MWSI、カウンティの幹部 (County Executive Committee Member: CECM) 等への報告
- ・ C/P 機関や当該国における水衛生に関わる様々な関係者 (他ドナーや民間企

- 業等)と意見交換を行い、双方の知見の共有
- ・ 臨時会計役のサポート業務
- ・ 必要に応じた、JICA が行う水衛生分野の調査研究に対する本事業での経験をもとにした助言
- ・ 「乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト」等、学校、保健、栄養分野のプロジェクトや協力隊との連携。例えば、同栄養改善案件で更新する給水データベースの活用や、O&M 研修の際に学校や保健施設において衛生啓発を定期的実施する仕組みづくり等
- ・ プロジェクト成果全般のとりまとめに関する業務

### 【水衛生業務】

以下に示す活動を主導的に実施する。(以下、主担当を「◎」で記す)また、長期専門家が主担当する活動及び進捗管理、指導並びに助言等の活動を補佐する。(以下、副担当を「○」で記す)

- ・ 成果1「対象カウンティが給水施設の情報を整理し、更新やアップグレードに活用できるようになる」
  - 1.1.各カウンティにおいて、カウンティ全体の給水施設のデータ(位置、稼働状況、井戸の揚水量、施設タイプ、動力源等)の更新・整理作業チームの編成【○】
  - 1.2.対象カウンティ全体の給水施設データの効率的・効果的な更新・整理、稼働率・分布の把握方法の検討【○】
  - 1.3.更新・アップグレードの選定基準の策定【◎】
  - 1.4.設定された給水施設の更新・アップグレードの選定基準に沿った候補施設の選定【○】
  - 1.5.コミュニティの状況(給水人口、水衛生の状況、学校・保健施設等)の効率的な把握方法の検討【○】
  - 1.6.カウンティによる更新・アップグレード候補施設に係る施設ブリーフの作成支援【○】
  - 1.7.水セクター関係者に向けた同ブリーフノートの共有方法・共有対象の検討【○】
- ・ 成果2「対象給水施設の更新やアップグレードの実施を通してそのプロセスが整理される」
  - 2.1.更新・アップグレードの工事チーム編成【◎】
  - 2.2.更新・アップグレードの施設選定【◎】
  - 2.3.給水状況・O&Mに係る対象コミュニティとの協議【◎】

- 2.4.更新・アップグレードの計画策定【◎】
  - 2.5.更新・アップグレード工事の実施【◎】
  - 2.6.更新・アップグレードによる効果を把握するため、カウンティごとに対象施設の工事前、工事後のモニタリングを実施し、結果を分析する【○】
- ・ 成果3「Water Users Associations (WUAs) が給水施設の基本的な O&M に関する知識を身につけるための環境が整備される」
    - 3.1. 更新・アップグレードの O&M フレームワーク (WSP:Water Service Provider/Private Operator/WUA 等) の選択【◎】
    - 3.2. 動力化した施設の WUAs 向け O&M マニュアルの作成【◎】
    - 3.3. O&M マニュアルに係るトレーナー研修をカウンティ職員へ実施及びカウンティ職員から WUAs に指導する際の支援【◎】及び WUA による研修内容実践のモニタリング【○】
    - 3.4. O&M マニュアルの内容アップデート支援【○】
  - ・ 成果4「更新やアップグレードにおけるガイドラインが作成され、水セクター関係者に共有される。」
    - 4.1.ケニア国地方給水に係る公式文書の研究【◎】
    - 4.2.WASREB 及び MWSI とガイドライン策定チームの編成【◎】
    - 4.3.WASREB 及び MWSI とガイドラインの項目や内容に係る協議【◎】
    - 4.4.成果 1～3 を踏まえた、更新・アップグレードのガイドライン案の策定【◎】
    - 4.5.水関係者へガイドライン案の共有、コメント回収、最終化【◎】
    - 4.6.ガイドラインの共有セミナーの実施【◎】

#### (4) 業務の実施方針及び留意事項

##### ① 長期専門家との連携

本業務とは別に、長期専門家「情報整理／ドナー・マルチセクター連携／業務調整」(成果 1 を主に担当)を派遣予定である。本事業においては、本業務従事者が中心となってプロジェクト全体を取りまとめ、成果 2 から 4 を主に担当することとなるため、本業務従事者は長期専門家と連携し、効率的に本業務を実施すること。JICA が行う水資源分野の調査や研究に対する助言についても、長期専門家と協働すること。

##### ② 更新・アップグレードの定義

本事業で対象とする更新・アップグレードの定義は以下のとおりとする。



- (i) 更新：古い水中ポンプ等を交換する等、施設能力を当初の状態に回復することを指す。（水栓の取り換えやパイプの漏水修理は含まない）
- (ii) アップグレード：ハンドポンプから動力ポンプに交換する等、現状から施設能力を増強することを指す。

### ③ 成果ごとの対象地域

本事業の主な対象地域は、バリngo、キツイ、マチャコス、マクエニカウンティと本事業の拠点を置くナイロビであるが、成果ごとに対象カウンティが異なるため、留意する。成果1はバリngo、キツイ、マチャコスの3カウンティ、成果2及び3はバリngo、キツイ、マチャコス、マクエニカウンティの4カウンティ、成果4はガイドライン共有をするため、ケニア全土としている。

### ④ 更新・アップグレードを行う対象給水施設の選定

更新・アップグレード対象施設は、次の方針とするが、プロジェクト開始後にケニア側と選定基準を合意のうえで施設を決定する。

- ・ 過去の日本の無償資金協力で建設した施設を優先して選定する。想定される基準には、住民の施設運営能力や水料金支払い意思、対象地域の水需要や井戸の状態（水質や揚水量）、対象施設へのアクセスが含まれる。

なお、1年目の更新・アップグレード対象施設について、地方給水アドバイザーの活動成果を参考にして選定基準及び対象施設を事業開始早々に検討する必要がある点に留意し、業務計画を立てプロポーザルにて提案すること。

### ⑤ 給水施設の更新・アップグレードの実施における留意事項

- (i) 更新・アップグレードした施設の運転維持管理の状況を確認するため、プロジェクト期間中に6か月程度の稼働期間を設ける。
- (ii) 施設の更新・アップグレードの計画時に、対象カウンティ、JICA、開発パートナー等の各自負担事項を明確にし、書類をもって合意する。
- (iii) 施工時の工事安全対策に関する検討を行う。工事安全に十分配慮し、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」に基づき、工事を実施する。

### ⑥ 水事業建設実施機関との連携

MWSI から WWDAs(Water Works Development Agencies : 水事業建設実施機関)を実施体制に加える提案があった。WWDAs は地域ごとに設立され複数のカウンティを管轄し、カウンティ政府と連携を取りながら大規模な公共施設の建設事業を実施している。本事業の対象地域では、Central Rift Valley Water Works Development Agency (CRVWWDA)がバリngo、Tanathi Water Works Development Agency (TWWDA)がキツイ、マクエニ、マチャコスを管轄しており、更新・アップグレードに係る情報共有をするため、本事業では、JCC メンバーとして追加することとする。また、各カウンティで活動を実施する際においても CRVWWDA または TWWDA との連携を図ること。

#### ⑦ カウンティの主体性の醸成

日本側は更新・アップグレードの建設費を負担するが、カウンティの主体性を醸成するため、本事業の中では、以下5点についてカウンティの貢献を求めていく。これらも踏まえ、カウンティの主体性を醸成する方策をプロポーザルで提案すること。

- (i) 対象施設のコミュニティとの意思疎通
- (ii) 更新・アップグレード用の土地の確保
- (iii) 更新・アップグレードの工事許可
- (iv) 土地の正式な合意文書
- (v) 計画、設計、モニタリング

また、本事業の実施機関は MWSI であるが、成果 1～3 活動は対象カウンティが主体となるため、MWSI（中央政府）とカウンティ（地方政府）の協働について、MWSI と知事会が 2018 年に合意した「Intergovernmental Agreement」の規定に従い、本事業の円滑な実施を支援する。

#### ⑧ 地方給水施設の運営維持管理体制

ケニア国地方給水では、主に3つの運営維持管理の実施主体が存在し、多くは①住民（WUA）による維持管理が占めている。これ以外に、②水道事業者（Water Service Provider : WSP）による維持管理、③民間企業（Private Operator : PO）による維持管理が存在する。本事業の成果3「WUAs が給水施設の基本的な O&M に関する知識を身に着けるための環境が整備される」では、

運営維持管理の実施主体のうち、①WUA への裨益を想定しており、カウンティ職員が WUA へ O&M 研修できるようになるための研修を行う。よって、成果 2 及び 3 の活動の始めに実施主体を決定する必要がある。なお、成果 2 で更新・アップグレードの対象となった給水施設の維持管理主体が②水道事業体、③民間企業となる場合は、成果 3 の活動は行わない。（「⑩更新・アップグレードにかかるガイドラインの位置づけ」を参照）

#### ⑨ 更新・アップグレードにかかるガイドライン

本事業では、成果 1～3 を踏まえて、成果 4 にて更新・アップグレードにかかるガイドラインを作成する。本ガイドラインには、更新・アップグレードにおける給水施設の選定基準やプロセス、給水施設の O&M の実施体制にかかる具体的事例等を記載することを想定している。なお、成果 3 では、O&M について①WUA による維持管理のみを取り扱うが、成果 2 で更新・アップグレードした給水施設が②水道事業体や③民間企業による維持管理である場合は、その具体的な事例をフォローし、ガイドラインに記載する。

なお、本ガイドラインは、WASREB が 2019 年に発行した「地方と都市部の貧困地域における給水と衛生サービスに関するガイドライン」（GUIDELINE FOR PROVISION OF WATER AND SANITATION SERVICES IN RURAL AND UNDERSERVED AREAS IN KENYA, 2019）の内容に基づいて、その補足または更新版と位置付けて作成するものである。よって、目次や内容の検討から WASREB を巻き込んで本ガイドラインを作成すること。また本ガイドラインは対象カウンティのみならず広くケニア国内外で利用し、ケニア政府や他の開発パートナーからの施設整備のための資金動員や、更新・アップグレードの質の向上につなげることを目指している。ガイドラインの効果的な展開方法についてプロポーザルで提案すること。

#### ⑩ 気候変動による影響の確認及び気候変動対策の検討

ケニアは、パリ協定に基づき、2016 年 12 月に「自国が決定する貢献」(NDC) を、2020 年 12 月に NDC 改訂版 を策定した。水衛生分野を気候変動適応策の優先分野に、また、各セクターでのエネルギー及び資源の効率性向上を緩和策の優先分野に掲げており、本事業によって給水施設の改善の継続的な実施に寄与することは、同 NDC に整合していると考えられる。

本事業は、地下水を水源とする給水施設の更新やアップグレードにより干ばつ等の影響下においても安定した給水サービスを提供することから気候変動適応策に貢献する。また商用電力や発電機からソーラー電源へ変更することで温室効果ガスが削減され、気候変動緩和策に貢献する可能性がある。

よって、本事業が適応策及び緩和策に資するか確認するために、データ収集が可能な範囲で、「JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT)」の「緩和策：再生可能エネルギー 15.太陽光・風力等)」及び「適応策：上水道」等を活用し、温室効果ガス (Greenhouse Gas : GHG) 排出削減量の推計及び簡易的な気候変動のリスク評価を行い、その結果についてバックデータを含めて JICA に報告すること。バックデータには、デフォルト値以外の数値を推計に用いる場合には、その出典も明記すること。なお、データ収集や気候変動のリスク評価の範囲は契約開始後に JICA と打合せて決定する。

#### ⑪ マルチセクトラルアプローチの実践

JICA グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」では、重要な開発課題である地方給水の持続性を高めるために、栄養、保健、教育等のセクターとの連携を重視して取り組むこととしている。本事業の対象地域であるキツイカウンティでは「乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト」を実施中であり、学校、保健・給水施設のデータベースを更新している。よって、本事業では成果 1 にて長期専門家を中心に、学校、保健施設のデータをもとに、周辺施設の給水ニーズを確認したうえで、本業務従事者施設の更新・アップグレードを計画する。また、給水施設稼働の必要性を高めるために、カウンティ職員が WUAs へ O&M 研修を実施する際には、学校や保健施設においても衛生啓発を定期的実施するよう呼びかけることが考えられる。本事業で給水施設稼働の持続性を高めるために、マルチセクターの連携において、上述以外に考えられる工夫をプロポーザルにて提案すること。

#### ⑫ 事業効果の検証

対象施設の工事前後の給水量や給水人口、カウンティ職員による WUAs への O&M 指導実施前後の料金徴収や貯金記録等をモニタリングし、これらの効果を長期専門家が中心となって C/P とともに検証し、分析する。

また、本事業による SDGs ゴール 6 への貢献確認のため、例えばアップグレードによる水汲み労働の減少時間等について簡易的なベースラインとエンドライン調査を実施する。さらに、本事業ではジェンダーの平等、特に女性のエンパワーメントについて、施設のアップグレードにより女性の水汲み労働の軽減や、女性を含む WUA メンバーへの O&M 研修を通じた WUA での女性の意思決定への参画促進等をはかる計画としている。そのため、定性指標「女性の水汲み労働の軽減」や WUAs 向けの O&M 研修等への「女性の参加促進」についても再検討し、ベースラインやエンドライン調査等でモニタリングを行い事業効果を確認すること。

### ⑬ 地方給水の今後の支援方策への提言

JICA では、地方給水・衛生分野の協力アプローチの 1 つとして給水施設の利用形態のアップグレード（ハンドポンプから管路給水、ソーラーポンプ等）を掲げている。既存給水施設の更新・アップグレードに着目する技術協力プロジェクトは本事業が初めてであり、更新・アップグレードの実践を通じて、その効果をモニタリングし、更新・アップグレードの有効性を検証すること。

また、日本の無償資金協力によりサブサハラ・アフリカでは 2 万本近くのハンドポンプを建設してきたため、これらの井戸の地下部分を有効活用することも考えられる。よって、本案件による更新・アップグレードのアプローチをサブサハラ・アフリカ等の他国へ展開する際に必要な条件や留意事項をまとめ、他国への適用方法を検討すること。これらを踏まえ、今後のサブサハラ・アフリカにおける地方給水の支援方策へ提言すること。

### （5） 業務手順（案）

上記業務を、以下のとおり 9 回の渡航に分けて実施する。本業務従事者は、PDM 及び PO を参照しつつ、以下の内容を参考に本業務従事者が適切と考える期間及び各期における業務内容を検討し、プロポーザルにおいて提案すること。なお、現在発注者側にて想定している業務の実施手順は以下のとおりであるが、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を準備業務、現地業務、整理業務ごとに具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。

#### 1) 第 1 次準備業務（2024 年 4 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ケニア政府作成の関連報告書等を参照し、ケニアの地方給水の現状及び課題、本事業の課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「地方給水アドバイザー」の活動）の概要を把握・分析する。
  - ② JICA 地球環境部及び JICA ケニア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
  - ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA ケニア事務所にもデータを送付する。
- 2) 第 1 次現地業務（2024 年 4 月下旬～2024 年 6 月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② プロジェクト専門家、MWSI 及び対象カウンティから地方給水に関する情報収集、ヒアリングを行い、地方給水に関する政策及びその実施状況を把握する。特に、対象カウンティの給水施設を訪問して現場の状況を理解する。
  - ③ 長期専門家による成果 1 の給水施設のデータ整理の進捗管理や助言を行いながら、データをもとに、対象カウンティの稼働状況を把握する。【成果 1】
  - ④ ②・③と並行して、対象カウンティにて、更新・アップグレードの工事チームを編成する。【成果 2】
  - ⑤ 更新・アップグレードの選定基準案を検討し、それをもとに対象カウンティと 1 年目に更新・アップグレードを実施する施設を選定する。【成果 1・2】
  - ⑥ ⑤について第 1 回 JCC にて関係者間から合意を得る。【成果 1】
  - ⑦ ⑥で対象施設を合意後、給水状況や運営維持管理体制について、対象コミュニティと協議を行う。（例えば、水料金の支払い意思、運営維持管理の意思等の確認等）【成果 2】
  - ⑧ 対象カウンティとともに、更新・アップグレード計画を策定する。【成果 2】
  - ⑨ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング（工事前）の進捗管理を行う。【成果 2】
  - ⑩ 対象カウンティとともに、対象施設の更新・アップグレードの O&M フレームワーク（WSP/PO/WUA 等）を選択する。【成果 3】
  - ⑪ WUAs 向け動力化施設の O&M マニュアルの作成支援を行う。【成果 3】
  - ⑫ ケニア国地方給水にかかる公式文書について MWSI、WASREB、各カウンテ

ィから情報収集し、調査する。【成果 4】

- ⑬ WASREB 及び MWSI とガイドライン策定チームを編成する。【成果 4】
- ⑭ 地方給水アドバイザーの成果や、本事業の成果 1 から 3 の活動を踏まえ、WASREB 及び MWSI とガイドラインの項目や内容について、協議を行う。  
【成果 4】

3) 第 1 次整理業務 (2024 年 7 月上旬)

第 1 次派遣の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

4) 第 2 次準備業務 (2024 年 8 月上旬)

第 1 次現地業務で作成したワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正し、JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA ケニア事務所にもデータを送付する。

5) 第 2 次現地業務 (2024 年 8 月中旬～2024 年 11 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 1 次現地業務で策定した更新・アップグレード計画に沿って、対象カウンティとともに、更新・アップグレード工事を実施する。工事安全管理の留意事項は、「ODA 建設工事安全監理ガイダンス」を参照。【成果 2】
- ③ ②を踏まえ、更新・アップグレードの選定基準案を修正・策定する。また、成果 1 担当の長期専門家が基準に沿って更新・アップグレード候補施設の選定できるよう、助言する。【成果 1】
- ④ 成果 1 担当の長期専門家による、コミュニティの状況 (給水人口、水衛生の状況、学校・保健施設など) の効率的な把握方法の検討について助言する。  
【成果 1】
- ⑤ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事後) の進捗管理を行う。【成果 2】
- ⑥ WUAs 向け動力化した施設の O&M マニュアルの作成支援を行い、初版を完成させる。【成果 3】
- ⑦ O&M マニュアルを使い、カウンティ職員へ研修を実施する。【成果 3】

- ⑧ カウンティ職員が WUA に O&M マニュアルを使用し、研修を実施する際の支援を行う。【成果 3】
- ⑨ 成果 3 の活動を踏まえ、アップデートされた O&M 研修内容に助言する。【成果 3】
- ⑩ 成果 1 から 3 の活動を踏まえ、WASREB 及び MWSI とガイドラインの項目や内容について、継続的に協議を行う。【成果 4】
- ⑪ ⑩を踏まえ、更新・アップグレードのガイドラインの執筆を進める。【成果 4】
- ⑫ C/P 機関と第 1 回モニタリングシートを作成し、JICA 地球環境部に提出し、承認を得る。

6) 第 2 次整理業務 (2024 年 11 月中旬)

第 2 次派遣の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

7) 第 3 次準備業務 (2025 年 1 月中旬)

第 2 次現地業務で作成したワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正し、地球環境部による確認の後提出する。併せて、ケニア事務所にもデータを送付する。

8) 第 3 次現地業務 (2025 年 1 月下旬～2025 年 3 月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 成果 1 担当の長期専門家が、カウンティ政府による更新・アップグレード候補施設にかかる施設ブリーフノートの作成支援をし、本業務従事者が助言する。【成果 1】
- ③ 第 2 回 JCC を開催し、選定基準 (修正案)、2 年・3 年次の更新・アップグレード対象施設及びプロジェクトの進捗状況について C/P 機関と合意する。【成果 1・2】
- ④ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事前) の進捗管理を行う。【成果 2】
- ⑤ 動力化した施設の WUAs 向け O&M マニュアルの作成・修正支援を行う。【成果 3】



- ⑥ カウンティ職員が WUA に O&M マニュアルを使用し、研修を実施する際の支援を行う。【成果 3】
- ⑦ 成果 3 の活動を踏まえ、アップデートされた O&M 研修内容に助言する。  
【成果 3】
- ⑧ 成果 1 から 3 の活動を踏まえ、WASREB 及び MWSI とガイドラインの項目や内容について、継続的に協議を行う。【成果 4】
- ⑨ ⑧を踏まえ、更新・アップグレードのガイドラインの執筆を進める。

9) 第 3 次整理業務 (2025 年 4 月上旬)

第 3 次派遣の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

10) 第 4 次準備業務 (2025 年 5 月上旬)

第 4 次派遣にかかるワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、ケニア事務所にもデータを送付する。

11) 第 4 次現地業務 (2025 年 5 月中旬～2025 年 7 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 成果 1 を担当する長期専門家による、水セクター関係者に向けたブリーフノートの共有方法・共有対象等の検討結果に対して、助言を行う。【成果 1】
- ③ 第 3 次現地調査で合意した、2 年次の更新・アップグレードの対象施設につき、対象コミュニティと給水状況や O&M にかかる協議を行う。【成果 2】
- ④ 対象カウンティとともに、更新・アップグレード計画を策定する。【成果 2】
- ⑤ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事半年後等) の進捗管理を行う。【成果 2】
- ⑥ 対象カウンティとともに、対象施設の更新・アップグレードの O&M フレームワーク (WS /PO/WUA 等) を選択する。【成果 3】
- ⑦ 動力化した施設の WUAs 向け O&M マニュアルの作成・修正支援を行う。  
【成果 3】
- ⑧ カウンティ職員が WUA に O&M マニュアルを使用し、研修を実施する際の支援を行う。【成果 3】

- ⑨ 成果 3 の活動を踏まえ、アップデートされた O&M 研修内容に助言する。【成果 3】
- ⑩ 成果 1 から 3 の活動を踏まえ、WASREB 及び MWSI とガイドラインの項目や内容について、継続的に協議を行う。【成果 4】
- ⑪ ⑩を踏まえ、更新・アップグレードのガイドラインの執筆を進める。【成果 4】
- ⑫ C/P 機関と第 2 回モニタリングシートを作成し、JICA 地球環境部に提出し、承認を得る。

1 2) 第 4 次整理業務 (2025 年 7 月下旬)

第 4 次派遣の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

1 3) 第 5 次準備業務 (2025 年 8 月中旬)

第 4 次現地業務で作成したワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA ケニア事務所にもデータを送付する。

1 4) 第 5 次現地業務 (2025 年 8 月下旬～2025 年 11 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 長期専門家による成果 1 の給水施設のデータ整理の進捗管理や助言を行いながら、データをもとに、対象カウンティの稼働状況を再把握する。【成果 1】
- ③ 第 4 次現地業務で策定した更新・アップグレード計画に沿って、対象カウンティとともに、更新・アップグレード工事を実施する。工事安全管理の留意事項は、「ODA 建設工事安全監理ガイダンス」を参照のこと。【成果 2】
- ④ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事後) の進捗管理を行う。【成果 2】
- ⑤ 更新版 O&M マニュアルを使い、カウンティ職員へ研修を実施する。【成果 3】
- ⑥ カウンティ職員が WUA に更新版 O&M マニュアルを使用し、研修を実施

する際の支援を行う。【成果 3】

- ⑦ 成果 3 の活動を踏まえ、アップデートされた O&M 研修内容に助言する。

【成果 3】

- ⑧ 更新・アップグレードのガイドラインの執筆を最終化する。【成果 4】
- ⑨ C/P 機関と第 3 回モニタリングシートを作成し、JICA 地球環境部に提出し、承認を得る。

#### 15) 第 5 次整理業務 (2025 年 11 月下旬)

第 5 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

#### 16) 第 6 次準備業務 (2026 年 1 月下旬)

第 5 次現地業務で作成したワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA ケニア事務所にもデータを送付する。

#### 17) 第 6 次現地業務 (2026 年 2 月上旬～2026 年 4 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 1 次現地業務で合意した活動計画に沿って、成果 1～4 を支援し、進捗管理を行う。
- ③ 長期専門家による成果 1 の給水施設のデータ整理の進捗管理や助言を行いながら、データをもとに、対象カウンティの稼働状況を再把握する。【成果 1】
- ④ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事半年後等) の進捗管理を行う。【成果 2】
- ⑤ 動力化した施設の WUAs 向け O&M マニュアルの作成・修正支援を行う。  
【成果 3】
- ⑥ 成果 3 の活動を踏まえ、アップデートされた O&M 研修内容に助言する。  
【成果 3】
- ⑦ 第 2 次～5 次現地業務でとりまとめた更新・アップグレードのガイドライン案を水関係者へ共有する。

18) 第6次整理業務(2026年4月中旬)

第6次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。

19) 第7内準備業務(2026年5月中旬)

第6次現地業務で作成したワークプラン(英文)を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICAケニア事務所にもデータを送付する。

20) 第7次現地業務(2026年5月下旬~2026年7月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAケニア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次現地業務で合意した活動計画に沿って、成果1~4を支援し、進捗管理を行う。
- ③ 成果1担当の長期専門家が基準に沿って更新・アップグレード候補施設の選定できるよう、助言する。【成果1】
- ④ 成果1担当の長期専門家による、コミュニティの状況(給水人口、水衛生の状況、学校・保健施設など)の効率的な把握方法の検討について助言する。  
【成果1】
- ⑤ 成果1担当の長期専門家が、カウンティ政府による更新・アップグレード候補施設にかかる施設ブリーフノートの作成支援をし、本業務従事者が助言する。【成果1】
- ⑥ 第3次現地調査で合意した、3年次の更新・アップグレードの対象施設につき、対象コミュニティと給水状況やO&Mにかかる協議を行う。【成果2】
- ⑦ 対象カウンティとともに、更新・アップグレード計画を策定する。【成果2】
- ⑧ 長期専門家が担当する成果2の対象施設のモニタリング(工事半年後等)の進捗管理を行う。【成果2】
- ⑨ 対象カウンティとともに、対象施設の更新・アップグレードのO&Mフレームワーク(WSP/PO/WUA等)を選択する。【成果3】
- ⑩ 動力化した施設のWUAs向けO&Mマニュアルの最終化を行う。
- ⑪ 成果3の活動を踏まえ、アップデートされたO&M研修内容に助言する。  
【成果3】

⑫ 第 6 次現地業務で水関係者から収集した更新・アップグレードのガイドライン案に関するコメントを確認し、ガイドラインの内容を検討する。【成果 4】

⑬ C/P 機関と第 4 回モニタリングシートを作成し、JICA 地球環境部に提出し、承認を得る。

2 1) 第 7 次整理業務 (2026 年 8 月上旬)

第 7 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文・英文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

2 2) 第 8 次準備業務 (2026 年 8 月中旬)

第 7 次現地業務で作成したワークプラン (英文) を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA 地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICA ケニア事務所にもデータを送付する。

2 3) 第 8 次現地業務 (2026 年 8 月下旬～2027 年 11 月下旬)

① 現地業務開始時に、JICA ケニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 第 1 次現地業務で合意した活動計画に沿って、成果 1～4 を支援し、進捗管理を行う。

③ 成果 1 を担当する長期専門家が検討した水セクター関係者に向けたブリーフノートの共有につき、進捗確認を行う。【成果 1】

④ 第 7 次現地業務で策定した更新・アップグレード計画に沿って、対象カウンティとともに、更新・アップグレード工事を実施する。工事安全管理の留意事項は、「ODA 建設工事安全監理ガイダンス」を参照のこと。【成果 2】

⑤ 長期専門家が担当する成果 2 の対象施設のモニタリング (工事後) の進捗管理を行う。【成果 2】

⑥ O&M 研修の最終化を支援する。【成果 3】

⑦ 第 6 次・7 次現地業務でとりまとめた更新・アップグレードのガイドライン案を最終化する。【成果 4】

⑧ 第 3 回 JCC を開催し、プロジェクトの進捗状況、ガイドラインや O&M マニュアルの最終化について C/P 機関と合意し、第 5 回モニタリングシートと

して纏め、JICA に提出する。

24) 第8次整理業務 (2026年12月上旬)

第8次現地業務の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。

25) 第9次準備業務 (2027年1月中旬)

第8次現地業務で作成したワークプラン(英文)を見直し、必要に応じて加筆修正をし、JICA地球環境部による確認ののち提出する。併せて、JICAケニア事務所にもデータを送付する。

26) 第9次現地業務 (2027年1月下旬～2027年3月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAケニア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 終了時評価の準備支援(データの整理、C/P機関との調整等)を行う。
- ③ 終了時評価の実施支援(当日の運営、終了時評価報告書の作成支援等を行う。)
- ④ 更新・アップグレードにかかるガイドラインの共有セミナーを、C/P期間協力の下、関係者に向けて実施する。【成果4】

27) 第9次整理業務 (2027年4月上旬)

- ① 事業完了報告書(和文・英文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。
- ② 第1次～8次現地業務の現地業務結果報告及び第9次現地業務の結果報告をまとめて、専門家業務完了報告書(和文)としてJICA地球環境部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

No.	報告書等	提出時期	部数	備考
1	ワーク・プラン（全体及び各現地業務期間時）	業務開始から1ヵ月以内	英文：電子データのみ	業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。第1次現地業務の際に全体を作成し、第2次以降は必要に応じて修正を行う。
2	現地業務結果報告書	各次終了後（国内準備・現地業務・国内整理業務）、1ヵ月以内	和文・英文：電子データのみ	想定される記載項目は以下のとおり。 ① 業務の具体的内容と結果 ② 業務の達成状況 ③ その時点での課題と対処 ④ その他 但し、第9次の現地報告書については、以下NO.5 専門家業務完了報告書をもって代える。
3	事業完了報告書（案） ※写真集合む	案件終了3ヵ月前	和文・英文：電子データのみ	案件終了3ヵ月前に事業完了報告書案をJICA 地球環境部に提出し、確認を受けること。留意事項及び内容は下記No.4のとおり。
4	事業完了報告書 ※写真集合む	2027年4月上旬	和文・英文：電子データのみ	案件終了時点までの取り組み結果をまとめた事業の記録として作成。今後の類似案件に活用される教訓などを含む。別途派遣される長期専門家とともに取りまとめること。 JCC等で合同レビューを実施し、その結果を踏まえ報告書を修正・確定する。 想定される記載項目は以下のとおり。 ① プロジェクトの基本情報 ② プロジェクトの成果 ③ 合同レビューの結果 ④ プロジェクト終了後の上位目標の達成に向けて ⑤ その他（更新・アップグレードのアプローチ導入にかかる提言、全体を通じたプロジェクト実施運営上の課題及びそれを克服するための工夫・教訓・提言等） C/Pと協働して作成したO&Mマニュアル、更新・アップグレードにかかるガイドライン等については報告書の参考資料として添付して提出する。可能な限り先方実施機関長の署名を取り付ける形で、これら作成物の決定及び著作権の整理を行うこと。

5	JICA プロジェクトブリーフノート（最終時）及びパワーポイント資料	2027年4月上旬	レポート（PDF及びワードファイル）及びパワーポイント資料の電子データ（英文・和文）	本作業には3日間の整理業務を想定している。別途派遣される長期専門家とともに作成すること。
6	専門家業務完了報告書	2027年4月上旬	和文：電子データのみ	本業務従事者の取り組み結果をまとめた活動報告。今後の類似案件において活用される教訓等を含む。事前にJICA地球環境部と内容について協議すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

### （2）臨時会計役の委嘱

在外事業強化費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、別途調達する長期専門家不在時の代理として臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。対象となる支出経費は、車両関連費や物品購入等を想定しています。

\*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。本



業務においては、9回程度（年3回×3年間）の渡航により業務を実施することを想定しています。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

## ② 現地での業務体制

本プロジェクトチームに係る業務体制は、以下のとおりです。下記専門家も本契約業務従事者と同様に、MWSI内の執務スペースで作業する予定です。

- ・ 本業務従事者1名（チーフアドバイザー業務／水衛生）
- ・ 長期専門家1名（情報整理／ドナー・マルチセクター連携／業務調整）  
長期専門家は、本契約業務従事者に数週間程度先行して派遣予定です。本事業は、2名の専門家により実施されるため、長期専門家とも情報共有を行い、円滑なコミュニケーションを図りながら業務に従事してください。

## ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：長期専門家が手配
- イ) 宿舎手配：長期専門家が手配
- ウ) 車両借上げ：長期専門家が手配
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：長期専門家とともに対応
- カ) 執務スペースの提供：MWSIにおける執務スペース提供あり

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部水資源グループから配付しますので、[gegwt@jica.go.jp](mailto:gegwt@jica.go.jp)宛にご連絡ください。なお、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ・ プロジェクト要請書
- ・ プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- ・ プロジェクト各種合意文書の写し（R/D、M/M）
- ・ 長期専門家（情報整理／ドナー・マルチセクター連携業務／調整）業務内容

② 本業務に関する以下の資料がJICAホームページで公開されています。

・ 事業事前評価表

「ケニア国より良い生活のための地方水衛生実施能力強化プロジェクト」

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023\\_202207733\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202207733_1_s.pdf)

・ 事後評価表

無償資金協力「ケニア国地方給水計画」

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_0609200\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0609200_4_f.pdf)

無償資金協力「ケニア国第二次地方給水計画」

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1061010\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1061010_4_f.pdf)

無償資金協力「ケニア国バリngo郡村落給水計画」

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1360140\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1360140_4_f.pdf)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整

作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 年に複数回ケニアに渡航するため、数次入国（マルチプル）ビザの申請または、長期専門家と同時にワークパミットの申請を申請することも検討する。詳細はケニア事務所に確認すること。

以上